

2023年 9月 8日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U 愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

J M I T U 愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



ハラスメント調査について (7)

「業務Gr. ■■■■■」氏名による本年3月6日付「貴組合『ハラスメント調査について(6)』につきまして」と題する書面を頂きました。下記の通り嚴重に抗議申し上げますと共に、団体交渉開催を再度強く要求致します。

記

- 1 上記書面も相変わらず、代表取締役尾原慶則氏名ではなく、「業務Gr. 部長 ■■■■■」氏名で当労組に届いております。2022年12月27日(火)開催の団体交渉席上でも申し上げ、本年9月7日付「夏季一時金要求書(7)」と題する書面でも詳述したとおり、当労組は貴社代表者による、会社としての責任ある誠実なご回答を繰り返し求めておりますが、貴社は一向に是正させようとされません。不誠実極まりない対応であり、再度強く抗議申し上げます。
- 2 また、何度も申し上げているように「『ハラスメント』の当事者である■■■■氏」が、あたかも会社を代表しているかのように回答を為されるという奇妙な書面であり、当労組や従業員は、役員でもない■■■■氏にいつから代表権を与えられたのかの説明は一切伺っておりません。尾原社長におかれましては、いつまで当労組の切実な要求を無視し続けられるのか、ご説明を求めます。
- 3 上記書面で■■■■氏は、「当社2023年2月9日付『貴組合『ハラスメント調査について(4)』及び『ハラスメント調査について(5)』につきまして』のとお

りです。」と述べておられますが、当労組は、この書面に対して「ハラスメント調査について（６）」で極めて具体的に指摘しているのであり、「とおりです」と、まるで子供の喧嘩のような訳の分からない言い訳はお止め下さい。

4 上記書面の第２～３段落によれば「個人の問題を本人の承諾を得ないで明らかにすることはできません。」「団体交渉を申し出るのでありましたら、まずは本人の承諾を得てください。」「本人の承諾を得る」ことを強調されておられます。当労組は、塚松氏からの訴えや調査に基づき、全て塚松氏の承諾を得た上で、書面に対する回答や団交開催を繰り返し求めているのであります。また、当労組本年２月２０日付「ハラスメント調査について（６）」の「３」でも既に回答済みであります。■■■■氏は、文章を理解・把握できないのか、敢えて無視されているのか分かりませんが、何れにせよ、勤務時間中に社内で起きたことですので、もっと真面目且つ真摯に、誠実な対応をされるよう強く求めるものであります。

5 繰り返しになりますが、２０２２年１２月２７日（火）に開催された団体交渉席上に於いて、パワハラの実害者である塚松氏は、パワハラ加害者である「業務Ｇｒ．」の上司である尾原社長による直接の調査を希望しております。また、塚松氏はこの件で、これまで何度も始業前や休憩時間中に尾原社長を尋ね、社長室に行きましたが、尾原社長は「電話中」だったり、「いま仕事中ですから」、「文書で出してください」等と門前払いに近い扱いを続け、未だ協議の目処すら立っていません。

6 当労組と致しましては、上記１～５に沿った誠実な回答を、本年９月１５日（金）１７時３０分までに当労組分会宛為されると共に、以下日程にて団体交渉を開催されるよう強く要求致します。

尚、団体交渉開催の際は、加害者である「業務Ｇｒ．」■■■■部長、■■■■氏の出席を強く求めます。

（１）開催希望日

第一希望日：２０２３年９月１９日（火）

第二希望日：２０２３年９月２０日（水）

第三希望日：２０２３年９月２１日（木）

開催場所：オハラ樹脂工業 本社３階食堂

開始時間：１８時３０分より

参加人員：地本、支部合計３名及び分会役員

傍聴参加：当労組分会組合事務所または貴社本社３階会議室で待機

（２）議 題

①社内に於けるハラスメント根絶について

②その他懸案事項

以 上